

箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための緊急輸送道路として機能を確保し、もって地震に強いまちづくりを推進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 3 項第 2 号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（以下「通行障害建築物」という。）の耐震診断に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、箱根町補助金等交付規則（平成 16 年箱根町規則第 8 号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急輸送道路 箱根町耐震改修促進計画において、緊急輸送道路として位置づけられた国道 1 号（箱根新道及び小田原箱根道路を除く。）、国道 138 号及び県道 75 号をいう。
- (2) 耐震診断 耐震診断士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士、同条第 3 項に規定する二級建築士又は同条第 4 項に規定する木造建築士であって、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号）第 5 条第 1 項第 1 号に規定する登録資格者講習を修了した者又は国土交通大臣が定める者をいう。）が実施する法第 2 条第 1 項に規定する耐震診断であって、法第 12 条第 1 項に規定する技術指針事項に適合したものをいう。

(対象建築物)

第 3 条 補助の対象とする通行障害建築物は、次の各号のすべてに該当するもの（国、地方公共団体が所有するものを除く。）とする。

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）第 6 条第 1 項の規定による建築確認を受けて着工された建築物であること。
- (2) 建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、当該緊急輸送道路の幅員が次に掲げる場合に応じ、それぞれ定める距離を加えたものを超える建築物であること。
 - ア 12 メートル以下の場合 6 メートル
 - イ 12 メートルを超える場合 緊急輸送道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離
- (3) 建築基準法等の法令に違反していないこと。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当す

るものとする。

- (1) 対象建築物の所有者等であること。
- (2) 町税等を滞納していないこと。
- (3) 個人にあつては、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (4) 法人にあつては、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でなく、かつ、代表者又は役員が暴力団員でないこと。
- (5) この要綱により既に補助金の交付を受けていないこと。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、耐震診断に要する経費の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下「診断経費」という。）の3分の2以内の額とし、建築物1棟につき、240万円を限度とする。ただし、診断経費は次に定める額を合計した額を限度とする。

- (1) 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内
- (2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内
- (3) 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前相談）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、所有する建築物が当該補助金の対象となるか否かを、箱根町緊急輸送道路沿道建築物事前相談書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に事前相談しなければならない。

- (1) 図面
- (2) 公図
- (3) 建築物の所有権を証明する書類
- (4) 建築年月日を証明する書類
- (5) 現況写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

（事前相談の回答）

第7条 町長は、前条の規定により事前相談があつたときは、内容を審査の上、その適否を決定し、箱根町緊急輸送道路沿道建築物事前相談回答書（第2号様式）により、相談者に通知するものとする。

（事業全体計画承認の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、当該事業が複数年度となるときは、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断費補助金事業全体計画承認申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない

い。

- (1) 事前相談の回答書の写し
- (2) 耐震診断費の見積書の写し
- (3) 事業全体計画工程表
- (4) その他町長が必要と認める書類
(事業全体計画承認の決定)

第 9 条 町長は、前条の規定により事業全体計画承認の申請があったときは、内容を審査の上、その適否を決定し、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断費補助金事業全体計画承認決定通知書（第 4 号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により承認の決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(事業全体計画変更承認の申請)

第 10 条 補助金を受けようとする者は、承認内容に変更が生じた場合は、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断費補助金事業全体計画変更承認申請書（第 5 号様式）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(事業全体計画変更承認の決定)

第 11 条 町長は、前条の規定により事業全体計画変更承認の申請があったときは、内容を審査の上、その適否を決定し、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断費補助金事業全体計画変更承認決定通知書（第 6 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第 12 条 補助金の交付を受けようとする者は、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断費補助金交付申請書（第 7 号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事前相談の回答書の写し
- (2) 役員等氏名一覧表（第 8 号様式、所有者が法人又は団体の場合）
- (3) 組合規約及び当該申請に係る総会議事録等の写し（区分所有者の団体又は管理者の場合）
- (4) 建築物の所有権を証明する書類
- (5) 建築年月日を証明する書類
- (6) 図面
- (7) 現況写真
- (8) 耐震診断費の見積書の写し
- (9) 登録資格者講習の修了証の写し又は国土交通大臣が定めた者であることを証明できる書類の写し
- (10) その他町長が必要と認める書類

(県警本部への確認)

第13条 町長は、必要に応じて申請者又は次条の交付決定を受けた者が、第4条第3号又は第4号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(交付の決定)

第14条 町長は、第12条の規定により補助金の交付申請があったときは、内容を審査の上、その適否を決定し、交付するときは箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断費補助金交付決定通知書(第9号様式)により、交付しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(着手)

第15条 前条の規定により箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断費補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該通知を受けた後速やかに当該決定通知に係る耐震診断(以下「補助対象耐震診断」という。)に着手しなければならない。

2 補助対象者は、補助対象耐震診断に着手したときは、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断着手届(第10号様式)に請負契約書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(交付内容変更等の申請)

第16条 補助対象者は、申請内容に変更が生じたとき又は申請を取り下げるときは、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断費補助金交付決定(変更・取下げ)申請書(第11号様式)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付内容変更等の決定)

第17条 町長は、前条の規定により交付内容変更等の申請があったときは、内容を審査の上、その適否を決定し、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断費補助金交付決定(変更・取消)通知書(第12号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、補助対象者が、補助金交付に当たり付した条件若しくはこの要綱の規定に反したとき又は虚偽その他不正な方法によって補助金の交付を受けたときは、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断費補助金交付決定(変更・取消)通知書により、交付決定を取り消すことができる。

(完了日変更の報告)

第18条 補助対象者は、完了予定日までに補助対象耐震診断を完了することが困難と見込まれるときは、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断完了日変

更報告書（第 13 号様式）を町長に提出しなければならない。

（結果報告）

第 19 条 補助対象者は、補助対象耐震診断の終了後、速やかに箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断結果報告書（第 14 号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果
- (2) 領収証の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類
（補助金額の確定）

第 20 条 町長は、前条の規定による結果報告があったときは、その内容を精査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助対象耐震診断の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定するものとし、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断費補助金確定通知書（第 15 号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 21 条 前条の規定により通知を受けた補助対象者は、箱根町緊急輸送道路沿道建築物耐震診断費補助金交付請求書（第 16 号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求があったときは、30 日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第 22 条 次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、補助対象者に対して補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 要綱の規定に反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な方法によって補助金の交付を受けたとき。

（その他）

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。